



少子化社会対策大綱策定後の主な動き

4．少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現のため、子供の視点に立った政策を推進する。出生数の減少が予測を上回る速度で進行し人口減少に歯止めがかからない一方で、児童生徒の自殺者数が増加し、児童虐待や重大ないじめの問題は深刻化している。こうした危機的状況の下で、「少子化社会対策大綱」等に基づき、不安に寄り添いながら、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組むなど長年の課題であった少子化対策を前に進め、「希望出生率1.8」と結婚、妊娠・出産、子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有され地域全体で子育て家庭を支えていく社会の実現を目指す。また、子供の視点で、子供に関する政策を抜本的に見直し、家庭、地域、幼稚園、保育所、学校、地方自治体を始め、親や就労環境など子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、ジェンダーギャップ解消への取組も含め、子供の命や安全を守る施策を強化する。子供の成育、成長過程の全体について、予算、人材等の資源を投入し、待機児童問題を解消するとともに、児童虐待や重大ないじめへの対応を強化し、子供の貧困等の様々な課題の解決を目指す。

その際、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

（1）結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現

賃上げや正規・非正規の格差是正など少子化の背景として指摘される雇用環境の改善に取り組むとともに、社会全体で男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進める。結婚支援、不妊治療への保険適用、出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討、産後ケア事業の推進、「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」の着実な実施、病児保育サービスの推進、地域での子育て相互援助の推進、子育てサービスの多様化の推進・情報の一元的提供、虐待や貧困など様々な課題に対応する包括的な子育て家庭支援体制、ひとり親世帯など困難を抱えた世帯に対する支援、育児休業の取得の促進を含めた改正育児介護休業法の円滑な施行、児童手当法等改正法 附則に基づく児童手当の在り方の検討などに取り組む。子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。今般の感染症下における対応を踏まえ、これまでの各種施策を総点検した上で、K P Iを定めつつ包括的な政策パッケージを年内に策定し推進する。

（2）未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策

子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する。

児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法 附則に基づき、子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講ずる。児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講ずるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化する。

子供の貧困の解消を目指し、子ども食堂・子ども宅食・フードバンクへの支援、地域における居場所づくり、見守り支援等を推進する。また、学校給食などあらゆる場や機会に応じた食育の充実を図る。

子供にわいせつ行為を行った教員に対する措置について、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 に基づく取組を着実に進める。さらに、保育士における同様の対応のほか、教育・保育施設等や子供が活動する場で、有償、無償を問わず職に就こうとする者から子供を守ることができる仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進めるなど、海外の先進事例を踏まえ、子供の安心の確保のための様々な課題について検討する。

加藤官房長官記者会見要旨（令和3年7月7日）（抄）

本日、「こども政策の推進に係る作業部会」を開催いたしました。併せて、内閣官房に事務局として「こども政策推進体制検討チーム」を立ち上げることといたしました。作業部会でも、私（官房長官）から申し上げましたが、年末に向けて、政策面の整理とともに、新たな行政組織に関する基本方針を取りまとめるべく、子どもや子育て世代の視点に立って、省庁の垣根を越えて密接に連携し、早急かつ精力的に検討を進めるよう、指示をしたところであります。子供をめぐる様々な課題に対し適切に対応するためには、こども政策を総合的かつ包括的に推進することが必要であり、スピード感を持って、政策、組織それぞれについて、検討を進めてまいります。

少子化社会対策大綱のポイント

- u 新たな「少子化社会対策大綱」を、令和2年5月29日に閣議決定。
- u 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

背景

- l 2019年の出生数は86万5,239人と過去最少（「86万ショック」）
- l 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- l 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

主な施策

- l 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

【結婚しない理由】 男女とも「適当な相手にめぐり会わない」が最多
【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】 欲しいけれどもできないから(74.0%) 高齢で生むのはいやだから(39.0%)
【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】 家事・育児時間なし 10.0% 6時間以上 87.1%
【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】 子育てや教育にお金がかかりすぎるから(69.8%)

結婚支援

地方公共団体が行う総合的な結婚支援の一層の取組を支援

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減

妊娠・出産への支援

<不妊治療>
不妊治療の費用助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充

<切れ目のない支援>
産後ケア事業の充実等

仕事と子育ての両立

<男性の家事・育児参画促進>
男性の育休取得30%目標に向けた総合的な取組の推進

<育児休業給付>
上記取組の推進状況を踏まえ、中長期的な観点から、その充実を含め、効果的な制度の在り方を総合的に検討

<待機児童解消>
保育の受け皿確保

地域・社会による子育て支援

保護者の就業の有無等にかかわらず多様なニーズに応じて、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備

経済的支援

<児童手当>
財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討

<高等教育の修学支援>
多子世帯に更に配慮した制度の充実を検討

<幼児教育・保育の無償化>
2019年10月からの無償化を着実に実施

- l 更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

新型コロナウイルス

- l 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を生き育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- l 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める

少子化社会対策大綱の推進について<令和3年度における主な取組>

() 令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算、令和3年度税制改正要望結果等を基に作成。()内は令和2年度当初予算額。
() は「全世代型社会保障改革の方針」(令和2年12月15日閣議決定)に盛り込まれた事項。

結婚支援

地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援

【地域少子化対策重点推進交付金 3次補正+当初で20億円】

【自治体間連携を伴う広域的な結婚支援に対する重点的支援】

- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化や相談員による支援を組み合わせた結婚支援の取組等に対し、補助率を嵩上げ(1/2 2/3)

【結婚新生活支援事業の充実】

- ・年齢・年収要件の緩和(34歳以下 39歳以下、世帯年収480万円相当 540万円相当)
- ・都道府県が主導して管内市区町村における本事業の面的拡大を図る優れた取組については、上記の緩和に加え、補助上限額を引き上げる(30万円 29歳以下60万円)とともに、補助率を嵩上げ(1/2 2/3)

妊娠・出産への支援

不妊治療等への支援

【不妊治療への経済的支援】 保険適用については令和4年度当初からの実施に向け作業を進める

- ・現行の助成制度の拡充【3次補正370億円(151億円)】
- 【不妊治療を受けやすい職場環境整備】
 - ・社会的機運の醸成(企業・職場や社会の理解促進)
 - ・不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備(事業主の取組促進)【当初0.3億円(0.2億円)】
 - ・中小企業向け助成金による中小企業の取組支援【当初4.7億円(新規)】
 - ・企業が策定する行動計画の指針を改正(令和3年4月1日から適用) 等
- 【不妊症・不育症への相談支援等】

・不妊専門相談センターにおける相談支援体制の強化【当初6.3億円(1億円)】等

【不育症への経済的支援】・不育症検査への助成金の創設【当初12億円(新規)】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

【子育て世代包括支援センターの強化】

- ・困難事例への対応等支援に要する人員の追加配置
【子ども・子育て支援交付金 当初1,673億円の内数(1,453億円の内数)】
- 【産後ケア事業の全国展開】【当初42億円(27億円)】

仕事と子育ての両立支援

待機児童の解消

「新子育て安心プラン」の実施

- ・令和3～6年度の4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備
【運営費 当初529億円】 公費事業主拠出金の追加所要額
- ・企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充(1日2,200円 4,400円)【当初7.8億円(3.8億円)】
- ・育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する50万円の助成事業を創設【当初2億円(新規)】等

男性の育児休業の取得促進

- ・出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入、妊娠・出産の申出をした個別の労働者に対する休業制度の周知の措置等を関係審議会でとりまとめ、204回国会に必要な法案を提出(令和3年6月に成立)

地域・社会による子育て支援

多機能型地域子育て支援の新たな展開

【利用者支援事業】

【子ども・子育て支援交付金 当初1,673億円の内数(1,453億円の内数)】

- ・地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等の支援を実施

【ファミリー・サポート・センター事業】【同上】

- ・安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等との連携を強化

【地域子育て支援拠点事業】【同上】

- ・両親共に参加しやすくなるよう、休日の育児参加促進に関する講習会実施を支援 等

経済的支援

税制

- ・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長等
【適用期限 令和3年3月末まで】
- ・国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等(*)の非課税措置
*地方自治体等が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成
- ・産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設(消費税、地方消費税)

新型コロナウイルス感染症への対応 ・ 不安を抱え困難な状況にある妊産婦への相談支援等の実施【3次補正 46億円】
・ 保育所等及び地域子ども・子育て支援事業における感染拡大防止対策に係る支援【3次補正(内閣府)65.2億円(厚生労働省)117億円】

検討事項とされた項目を含め、大綱に基づく施策の進捗状況等について、PDCAサイクルを通じたフォローアップを実施。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた少子化対策の主な取組

- 1 新型コロナウイルス感染症が流行する中で、婚姻件数、妊娠届出数は減少傾向。
2020年の婚姻件数(概数)は52万5,490件(対前年比12.3%減)。 2020年の累計妊娠届出数は87万2,227件(対前年比4.8%減)。
2020年の出生数(概数)は84万0,832人(対前年比2.8%減)。
- 1 新型コロナウイルス感染症が結婚・子育て世代に与える影響を注視し、不安に寄り添いながら、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組む。

結婚

地域少子化対策重点推進交付金【3次補正+当初で20億円】

- 結婚新生活支援事業について、コロナ禍における経済的打撃や将来不安が結婚に及ぼす影響等を考慮し、年齢・年収要件の緩和(34歳以下 39歳以下、世帯年収480万円相当 540万円相当)などの充実を実施。
- AIを始めとするマッチングシステムの高度化等を重点的に支援(補助率を1/2 2/3に嵩上げ)するとともに、オンラインによる結婚支援・子育て相談など、コロナ禍での新たな取組を推進。

新規学卒者等への就職支援【3次補正0.9億円、当初102億円(87億円)】

- 就職活動が十分に行えなかったり不安を抱える学生等を対象に、就職支援ナビゲーターによる個別支援等を実施。

子育て

保育所等、幼稚園、地域子ども・子育て支援事業における感染拡大防止対策に係る支援

【3次補正(内閣府)65.2億円の内数(文部科学省)24億円(厚生労働省)117億円】

- 職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等を補助。

高校生等奨学給付金による支援【当初159億円(136億円)】

- 令和2年度より家計急変世帯についても授業料以外の教育費に係る支援を実施。

高等教育の修学支援新制度【当初4,804億円(4,882億円)】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合、随時申込が可能。

妊娠・出産

()令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算を基に作成。()内は令和2年度当初予算額。

妊産婦・乳幼児への総合的な支援【3次補正46億円】

- 不安を抱え困難な状況にある妊産婦に対する電話やオンラインによる相談支援・保健指導等の実施、里帰り出産が困難な妊産婦に対する育児等支援サービスの提供、健康診査を受診しづらい状況にある幼児への支援等を実施。

母性健康管理措置による有給休暇制度導入等への取組支援【当初9.3億円】

- 妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の労働者に関して、有給休暇制度を導入し、休暇を取得させた事業主に対して助成を実施。

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【当初7.8億円(3.8億円)】

- 多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう、利用補助を拡充。

非正規雇用労働者・子育て中の女性等の円滑な就労に向けた支援【3次補正2.1億円の内数、当初831.4億円の内数(1241.1億円の内数)】

- ハローワークにおける相談支援体制の強化や、子育て中の女性等に対するマザーズハローワーク等でのマッチング支援、積極的な求人開拓の実施、トライアル雇用助成金の拡充、キャリアアップ助成金の活用による正社員化促進などにより、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに応じた就職支援を実施。

上記の他、一時的な資金が必要な方への緊急小口資金等の特例貸付、住居を失うおそれのある方への住居確保給付金の支給など、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が厳しい方への支援を実施。
引き続き、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応にも留意しながら、ポストコロナの社会経済、国民生活、人々の意識・行動の変容を見据えつつ、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律の概要

令和3年5月21日成立
5月28日公布

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる。

概要

(1) 子ども・子育て支援法の一部改正

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。【子ども・子育て支援法第61条第3項関係】

施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ

都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等（保育所等運営費）の支給に要する費用のうち満3歳未満保育認定子ども（0～2歳）に係るものについて、一般事業主からの拠出金をもって充てることができる割合を6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更する。【子ども・子育て支援法第66条の3第1項関係】

子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設

政府は、令和9年3月31日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができることとする。【子ども・子育て支援法附則に条を新設】

(2) 児童手当法の一部改正

特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額以上の者を支給対象外とすることとする（令和4年10月支給分から適用）。【児童手当法附則第2条関係】

児童手当法施行令に、子ども2人+年収103万円以内の配偶者がいる場合は年収1,200万円等となる基準額を規定予定。

併せて、自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年提出を求めている現況届を原則廃止（児童手当法施行規則改正予定）。

検討規定【改正法附則に規定】

政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

令和4年4月1日（ただし、(1)のは、令和3年10月1日、(2)は令和4年6月1日）

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加

趣旨・改正の内容

子ども・子育て支援法

- 市町村は、国が示す基本指針に即して、教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期等の義務的記載事項のほか、任意的記載事項等を規定した市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）を定めている。
- 地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援において、各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図っていくことは重要であり、例えば、令和3年度予算において、利用者支援事業の中で地域の支援員が各事業所等を巡回する等の取組に対する支援を行うこととしている。
- これらを踏まえ、市町村支援事業計画において定めるよう努めるべき任意的記載事項として、子ども・子育て支援の提供に係る機関の連携の推進に関する事項を追加する。



- ・平成27年度から5年間を一期として市町村ごとに策定（第一期計画）
- ・教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期等について規定
- ・令和2年度から6年度までの期間について第二期計画を策定済

改正後条文

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四 略（一～四では、義務的記載事項として教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期等について規定。）

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4～10 略

我が国では、少子化の進行や人口減少が深刻さを増しており、これらの解決のためには、子育て家庭が身近な場所で、適切な支援を受けられる体制を作ることが必要となる。

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を生み育てられる環境を整備することとされている。

これを踏まえ、子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向け、以下の取組を推進する。

地域子ども・子育て支援事業の相互連携・協力について市町村子ども・子育て支援事業計画へ位置付け（子ども・子育て支援法を改正）

新たな展開の方向性

共通課題である

量的拡充

人材の確保・育成

を図るとともに、相互に関連し合う子育て支援事業を有機的につなぎ、一体的に実施することにより、

個々のニーズへの対応では、

- ・子育て親子の利便性の向上（ワンストップ化）
- ・子育て関連のより幅広い情報収集や、個々のニーズに応じた利用の広がり
- ・保健サイド（子育て世代包括支援センター等）と連携したアウトリーチ支援
- ・孤立化の解消、虐待の未然防止

などを進め、さらに、

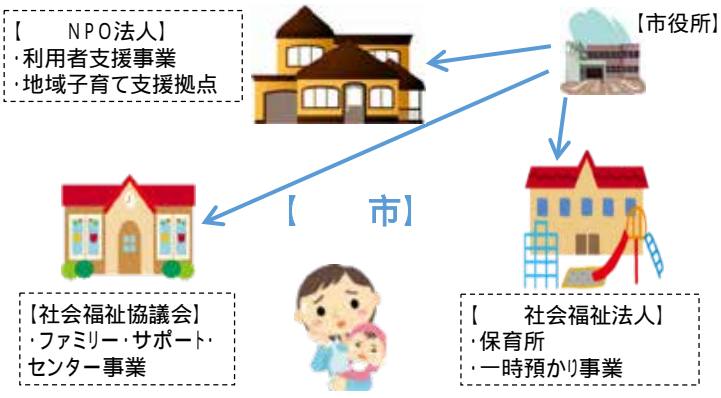
子育て支援の新たな社会資源の創出、連携・協働の体制づくりを推進



市町村における新たな展開のイメージ

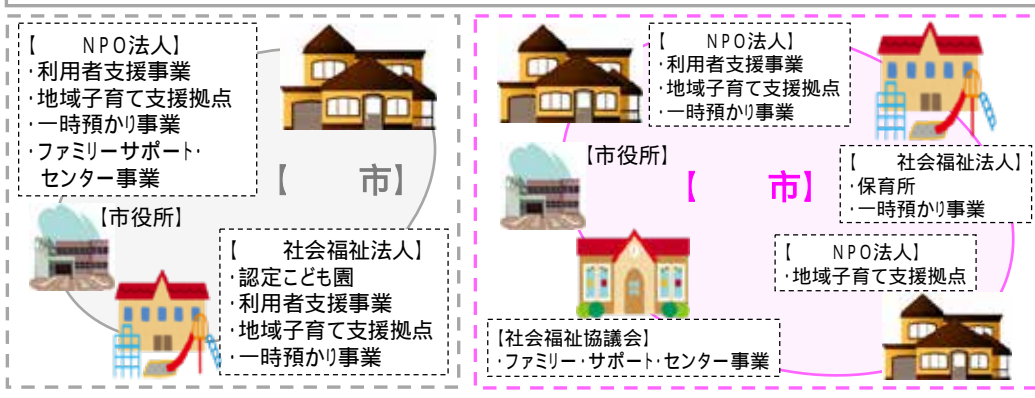
《現状》

- 各事業実施主体が 市から委託等を受け、個別に事業を展開
- 利用者の個々のニーズへのきめ細やかな対応が困難な状況



《新たな展開》

- 一つの事業実施主体が多機能型地域子育て支援を展開し、総合的な支援を実施
- 各事業実施主体間で相互連携・協働を図ることで、利用者ニーズに的確に対応
利用者支援事業について、支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等を行う加算を創設するとともに、国庫補助率を1/3から2/3に引上げ（3年度予算）
- 計画に位置付けることで、各市町村がニーズに沿った計画的な事業実施が可能に



保育所等運営費に充てることができる事業者拠出金の割合の上限の引上げ

趣旨・改正の内容

子ども・子育て支援法

保育需要の増大に対応するため、新子育て安心プランの実現に向け、経済界と協議の上、事業者拠出金として、0～2歳児の保育所等運営費として1,000億円が追加拠出されることとなったことから、保育所等運営費に充てる拠出金の額が、現行の充当上限割合である6分の1を超えることが見込まれる。

そこで、事業者拠出金をもって充てることができる割合を6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に引き上げる。

0歳～2歳児の保育所等運営費に充てることができる事業者拠出金の上限割合

$$\frac{\text{令和7年時の事業者拠出金を充てる保育所等運営費 } 3,000\text{億円(うち追加拠出1,000億円)}}{\text{令和7年時の0歳～2歳児の保育所等運営費 約1.6兆円}} > \frac{1}{6} \quad \left[\text{改正前の子ども・子育て支援法の法定上限割合} \right]$$

(法改正前)

事業者拠出金約14% (1/6が上限) <small>子ども・子育て支援法第66条の3第1項 子ども・子育て支援法施行令第24条の2</small>	国 約43% (残りの1/2) <small>子ども・子育て支援法施行令第24条の3第2項</small>	都道府県 約22% (残りの1/4) <small>子ども・子育て支援法施行令第24条の3第1項</small>	市町村 約22% (残りの1/4) <small>子ども・子育て支援法第65条第2号</small>
--	---	--	--



(法改正後)

事業者拠出金 (1/5を上限に改正)	国 (残りの1/2)	都道府県 (残りの1/4)	市町村 (残りの1/4)
-----------------------	---------------	------------------	-----------------

趣旨・改正の内容

子ども・子育て支援法

女性就業率の増加傾向等に伴う保育の需要が増えていることを踏まえ、社会全体で少子化対策に取り組むべく保育の受け皿確保を進めているところ、併せて子育て環境を整備する観点から、従業員に育児休業等を積極的に取得させている事業主に対し、助成金を支給する。

【事業概要】

企業からの申請により、助成金(50万円/企業)を支給。
令和3年10月1日から令和9年3月31日までの措置として実施。

【対象企業】

雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、

- ・プラチナくるみん認定
- ・くるみん認定(認定の当年度又は翌年度に助成)

を取得する中小企業* (従業員300人以下規模の企業)を想定

* 子育て環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

	くるみん累計 (うちプラチナ)	くるみん [H31.3. ~ R2.3.]	(参考)企業数
大企業	2,001 (308)	111	1万1,157
中小企業	1,311 (59)	116	357.8万

企業数は、中小企業庁発表(平成30年11月30日付)による。

(参考)くるみん制度概要

- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定・届出し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした企業は申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として認定を受けることが可能(くるみん認定)
女性の育児休業等取得率が75%以上、フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働時間数が45時間未満、月平均時間外労働時間数が60時間以上である労働者がいないこと、男性の育児休業等取得率が7%以上又は育児休業等及び育児目的休暇の取得率が15%以上であること等が認定要件。(今後改正予定)
- くるみん認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は申請を行うことにより、より優良な「子育てサポート企業」として認定を受けることが可能(プラチナくるみん認定)
上記くるみん認定の要件のうち、男性の育児休業等取得率が13%以上又は育児休業等及び育児目的休暇の取得率が30%以上であること等、一部の要件がより高い水準となっている。(今後改正予定)



児童手当法に基づく特例給付の対象者に係る所得上限の設定

児童手当法

趣旨・改正の内容

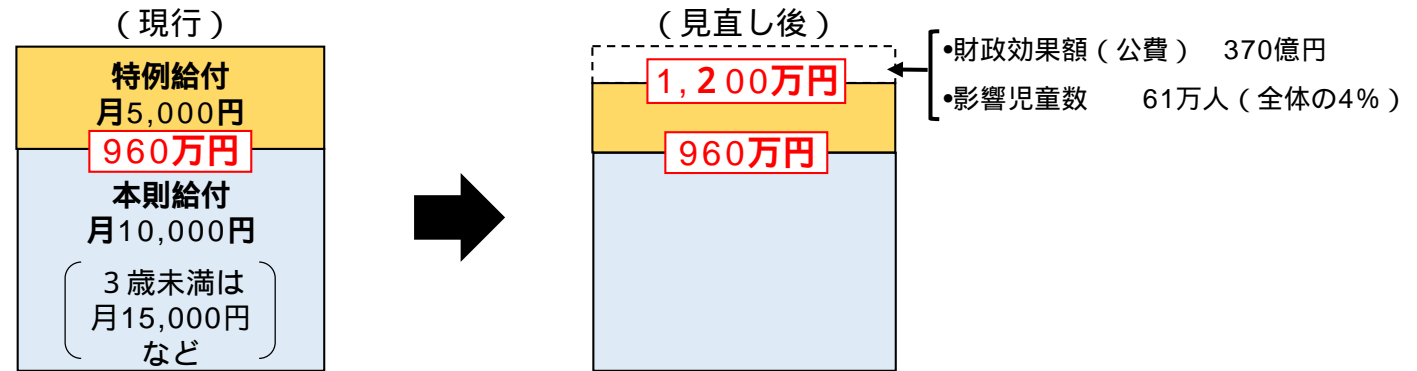
児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。

- 世帯合算は導入せず、主たる生計維持者の所得で判断
- 年収1,200万円*以上の者への特例給付を廃止

(*子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合。扶養人数に応じた所得額は政令で定める。)

- 施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年10月支給分から適用。

(併せて、毎年受給者に提出を求めている現況届の届出義務を廃止し、受給者の負担軽減を図る。 児童手当法施行規則改正予定)



(参考) 全世代型社会保障改革の方針(令和2年12月15日閣議決定)

2. 待機児童の解消

(前略)

その際、児童手当については、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)等に基づき、高所得の主たる生計維持者(年収1,200万円以上の者)を特例給付の対象外とする。

児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年(2022年)10月支給分から適用する。

これらのために、令和3年(2021年)の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。

不妊治療の保険適用

保険適用について

子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊治療への保険適用を早急を実現する。具体的には、令和3年度中に詳細を決定し、令和4年度当初から保険適用を実施することとし、以下の工程表に基づき、保険適用までの作業を進める。

保険外併用の仕組みの活用

オプション的な処置などで直ちに保険適用に至らないものについては、例えば、エビデンスを集積しながら保険適用を目指す「先進医療」などの保険外併用を活用することにより、できるだけ広く実施を可能とする。

工程表

	2020(R2)年度				2021(R3)年度				2022(R4)年度～
	12	1	2	3	4~6	7~9	10~12	1~3	
助成金									
保険適用									

不妊治療と仕事の両立

< 検討課題 >

不妊治療経験者の16%（女性は23%）が、不妊治療と仕事を両立できずに離職している。両立が難しい理由は、**通院回数の多さ、精神面の負担、通院と仕事の日程調整の難しさ**。

（ ）不妊治療のための通院は、1回あたりは短時間だが、頻繁に求められることが一般的。不妊治療を受けていることを**職場に知られたくない**という方もおられ、**配慮が必要**。

企業における、**通院に必要な時間を確保しやすい（休みやすい）職場環境整備**が必要。

… 具体的には、 半日単位・時間単位の年次有給休暇
不妊治療のための休暇制度や多目的休暇
時差出勤やフレックスタイム制

等の**多様な選択肢（休み方）**を用意することが望ましい。

< 対応方針 >

（1）社会的機運の醸成（理解促進）（今年度中から順次実施）

事業主等向けシンポジウム（令和2年12月）、経済団体への要請、SNSでの情報発信、子育て応援コンソーシアムの活用（内閣府）

（2）企業による職場環境整備の促進（令和3年度から実施）

制度的対応

- ・ **次世代育成支援対策推進法**に基づく「**行動計画策定指針**」の改正（令和3年2月告示、4月から適用）
… 事業主が策定する「一般事業主行動計画」に「不妊治療と仕事の両立」を盛り込むことで、計画的な取組を促進

企業の取組支援

- ・ 不妊治療を受けやすい職場環境整備に取り組む**中小企業向け助成金**（令和3年度）
- ・ 事業主向け**休暇制度等導入支援セミナー**の開催（令和3年度予算）
- ・ 都道府県労働局による周知啓発・相談支援

令和2年10月に立ち上げた内閣府・厚労省連携の職場環境整備検討チームにおいても、上記対応方針を含めとりまとめ（令和2年12月3日）。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の 一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設 【育児・介護休業法】

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。

休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。 現行の育児休業(1か月前)よりも短縮

分割して取得できる回数は、2回とする。

労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。

2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け

育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置

妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付ける。

3 育児休業の分割取得

育児休業(1の休業を除く。)について、分割して2回まで取得することを可能とする。

4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け

常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。

5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。

6 育児休業給付に関する所要の規定の整備 【雇用保険法】

1及び3の改正を踏まえ、育児休業給付についても所要の規定を整備する。

出産日のタイミングによって受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例を設ける。

施行期日

・2及び5:令和4年4月1日

・1、3及び6:公布日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日(ただし、6については公布日から3月を超えない範囲内で政令で定める日)

・4:令和5年4月1日

等

新子育て安心プランの概要

令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考)平成31年 77%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標 82 (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標 5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標 3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標 4年間で約14万人)

令和6年度末

新子育て安心プランにおける支援のポイント

地域の特性に応じた支援

保育ニーズが増加している地域への支援

- (例)
- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

マッチングの促進が必要な地域への支援

- (例)
- ・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
 - ・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

人口減少地域の保育の在り方の検討

魅力向上を通じた保育士の確保

- (例)
- ・**保育補助者の活躍促進**(「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
 - ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
 - ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

地域のあらゆる子育て資源の活用

- (例)
- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育**(施設改修等の補助を新設)や**小規模保育**(待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し 6人増しまで可とする))の**推進**
 - ・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化**【令和3年度税制改正で対応】
 - ・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充**(1日1枚 1日2枚)
 - ・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**